

林業エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q & A】

【補助対象者に関すること】

Q 1 事業所が店舗と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか？

A 1 事業の用に供する設備が補助対象であることを鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となることができます。

(例：個人事業主で、「1階が店舗、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。)

【補助対象事業に関すること】

Q 2 太陽光発電システムの補助額の算出方法は？

A 2 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。

(例①) 太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合： $15 \times 4 = 60$ 万円

(例②) 太陽光パネルが5kW、パワーコンディショナが9kWの場合： $5 \times 4 = 20$ 万円

Q 3 本補助金を活用して、省エネ設備や再エネ設備を複数同時に更新、導入することは可能か？

A 3 可能です。

ただし、基本コースの補助下限額50万円及び補助上限額500万円、促進コースの補助上限額1,500万円は変わりません。

また、令和8年1月補正による補助金の申請については、同一事業所で1回限りです。なお、令和4年度から令和6年度のエネルギーコスト削減促進事業補助金に申請された方々についても、令和8年1月補正のエネルギーコスト削減促進事業補助金に再度申請することができます。

Q 4 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 4 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。

Q 5 「事業の着手」とは、何を以て「着手」とするのか？

A 5 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことを以て、事業の着手とします。

交付決定日より前に、事業に着手してしまうと、補助対象外となります。
事業の着手は、必ず交付決定日以降となるようにしてください。

Q 6 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 6 設備設置等を行う施工業者に対して、事業費を全て支払ったことをもって、事業の完了とします。

また、本事業は令和9年1月8日までに事業完了とする必要があり、この期限までに事業完了しなかった経費は、補助対象経費となりませんので、十分ご注意ください。

なお、実績報告書の提出については、事業完了した日から起算して30日を経過した日または令和9年1月8日のいずれか早い日までに提出する必要がありますので、こちらについてもご注意ください。

Q 7 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 7 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。

Q 8 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 8 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 9 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 9 新築又は増築する事業所や施設に導入する設備は、補助対象となります。

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを削減することを目的としていますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q 10 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 10 補助対象となりません。

Q 11 事業所や施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 11 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）使用量を把握することができる場合に限り、補助対象となります。

なお、賃貸借契約書の添付等、追加の資料を求め場合がありますので、ご承知おきください。

この場合においても、林業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第17条及び第18条の規定を遵守し、取得財産等管理台帳による管理、財産処分の規定に該当する設備を処分する場合はあらかじめ財産処分承認申請書（様

式第8号)を県に提出して承認を受ける等、適切な対応を行う必要があります。

また、処分により収入があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付が必要になる場合もありますので、ご承知おきください。

Q 1 2 事業所に併設する倉庫や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか？

A 1 2 事業所の敷地内の設置で、電力が事業所に供給されるのであれば補助対象となります。

Q 1 3 同一敷地内に建物が2棟あり、片方の建物にだけ太陽光発電設備が設置されています。もう一棟に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となるか？

A 1 3 電気の引き込みが同一である敷地の場合増設とみなすため、補助対象となりません。

【事務手続に関すること】

Q 1 4 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 1 4 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

また、募集期間内であっても、交付申請額の合計が予算額に達し次第、基本コース・促進コース同時に募集を締め切ります。

Q 1 5 林業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定による関係書類のうち、「補助対象経費にかかる見積書の写し（2者以上）」について、見積書徴取が困難な場合はどうすればよいか

A 1 5 適正な事業費による執行のため、原則として複数（2者以上）の事業者から見積書を徴取してください。

ただし、発注する内容の性質や取扱事業者が限られる等の理由により、見積徴取先が1者に限定される場合、理由書（任意様式）を提出してください。

なお、理由書に記載された理由が、適切と認められない場合は、2者以上からの見積書徴取が必要となります。

Q 1 6 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 1 6 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。